

○京丹後市下水道排水設備指定工事業者規程

令和2年3月30日

公営企業告示第7号

(趣旨)

第1条 この告示は、京丹後市公共下水道条例（平成16年京丹後市条例第210号。以下「下水道条例」という。）第7条、京丹後市集落排水処理施設条例（平成16年京丹後市条例第212号。以下「集排条例」という。）第9条及び京丹後市浄化槽整備推進事業の実施に伴う浄化槽の設置及び管理に関する条例（平成16年京丹後市条例第214号。以下「浄化槽条例」という。）第17条の規定による下水道排水設備指定工事業者に関して必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 排水設備工事 下水道法（昭和33年法律第79号）第10条第1項に規定する排水設備（集排条例第3条第3号に規定する排水設備及び浄化槽条例第2条第5号に規定する排水設備を含む。以下同じ。）の工事（新設、増設、改築及び撤去を含む。）をいう。
- (2) 排水設備指定工事業者 下水道条例第7条、集排条例第9条及び浄化槽条例第17条の規定により、工事が施工できる者として、水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）が指定した工事業者をいう。
- (3) 下水道排水設備工事責任技術者 京都府下水道協会（以下「協会」という。）が、排水設備工事の設計及び施工に関して技能を有する者として認め登録した者をいう。

(排水設備指定工事業者の指定)

第3条 排水設備工事を施工することができる者は、次に掲げる要件に適合している工事業者とし、管理者はこれを排水設備指定工事業者として指定するものとする。ただし、経営内容その他について排水設備指定工事業者として不相当であると管理者が認めたときは、この限りでない。

- (1) 下水道排水設備工事責任技術者が1人以上専属していること。
- (2) 排水設備工事の施工に必要な設備及び器材を有していること。
- (3) 京都府内に営業所があること。

2 前項第1号の下水道排水設備工事責任技術者（法人にあつては代表者）が、下水道排水設備工事責任技術者としての登録を取り消されたことのある者である場合は、登録を取り消された日から5年以上経過し、再度登録を受けている者とする。

（指定の欠格条項）

第4条 次の各号のいずれかに該当する工事業者（法人にあつては代表者）は、排水設備指定工事業者の指定を受けることができない。

- (1) 精神の機能の障害により排水設備工事の事業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (3) 排水設備指定工事業者が、第11条第2項の規定により、指定を取り消された日から5年を経過していない者

2 前項第3号の規定に該当する場合において、当該排水設備指定工事業者が法人であるときは、その代表者は、同号に掲げる期間内において、個人又は法人の代表者として排水設備指定工事業者の指定を受けることができない。

（指定の申請）

第5条 排水設備指定工事業者の指定を受けようとする者は、排水設備指定工事業者指定申請書（様式第1号）を管理者に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 個人の場合は、住民票並びに精神の機能の障害により排水設備工事の事業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うこと又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者でないことを証する書類
- (2) 法人の場合は、その定款及び登記事項証明書の写し
- (3) 工事経歴書（過去5年程度）
- (4) 営業所の平面図、写真及び付近見取図（様式第2号）
- (5) 専属責任技術者名簿（様式第3号）及び健康保険証の写し等雇用関係を証する書類
- (6) 専属責任技術者の下水道排水設備工事責任技術者証（京都府下水道協会要綱第14条第2項の規定に基づき、協会が交付したもの）の写し
- (7) 排水設備工事の施工に必要な設備及び器材を有していることを証する書類

3 管理者は、必要と認めるときは、前項各号に掲げる書類以外の書類の提出を求めることができる。

（指定工事業者証）

第6条 管理者は、排水設備指定工事業者として指定を行った工事業者に対し、排水設備指定工事業者証（様式第4号。以下「指定工事業者証」という。）を交付する。

2 排水設備指定工事業者は、指定工事業者証を営業所内の見やすい場所に掲げなければならない。

3 排水設備指定工事業者は、指定工事業者証を損傷又は紛失したときは、直ちに排水設備指定工事業者証再交付申請書（様式第5号）を管理者に提出して、再交付を受けなければならない。

4 排水設備指定工事業者は、第11条の規定により排水設備指定工事業者を取り消されたときは、遅滞なく指定工事業者証を管理者に返還しなければならない。また、第11条第2項の規定により指定の効力を一時停止されたときは、その期間指定工事業者証を返還しなければならない。

（排水設備指定工事業者の責務及び遵守事項）

第7条 排水設備指定工事業者は、下水道等に関する法令、条例その他管理者が定めるところに従い、排水設備の設置者から受注する排水設備工事を誠実かつ適正に施工しなければならない。

2 排水設備指定工事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 排水設備工事の受注に際し正当な理由がない限り、これを拒んではならない。

(2) 排水設備工事は、適正な工費で施工しなければならない。また、排水設備工事の契約に際しては、工事金額、期限その他の必要事項を排水設備の設置者に対し、明確に示さなければならない。

(3) 排水設備工事の全部又は大部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

(4) 排水設備指定工事業者としての自己の名義を、他の業者に貸与してはならない。

(5) 排水設備工事は、下水道条例第6条、集排条例第8条及び浄化槽条例第16条に規定する排水設備工事の計画に係る確認を受けたものでなければ着手してはならない。

(6) 排水設備工事は、下水道排水設備工事責任技術者の監理の下においてでなければ、設計及び施工してはならない。

(7) 排水設備工事の完了後、1年以内に生じた故障等については、天災地変又は排水設備の使用者の責に帰すべき理由によるものでない限り、無償で補修しなければならない。

(8) 災害等緊急時に、排水設備の復旧に関して管理者から協力の要請があった場合は、

これに協力するよう努めなければならない。

(指定の有効期間)

第8条 排水設備指定工事業者の指定の有効期間は、指定を受けた日から5年とする。ただし、特別の理由がある場合は、管理者はこれを短縮することができる。

(指定の更新)

第9条 排水設備指定工事業者が指定の有効期間満了に際し、引き続き排水設備指定工事業者としての指定を受けようとするときは、有効期間満了日の1箇月前までに排水設備指定工事業者指定申請書（継続）（様式第1号）を管理者に提出しなければならない。

2 前項の申請書に添付又は提出する書類については、第5条第2項及び第3項の規定を準用する。

(指定要件、欠格条項及び異動に関する事項の届出)

第10条 排水設備指定工事業者は、第3条の指定要件を欠くに至ったとき、第4条第1項第1号の欠格条項に該当することとなったとき、又は排水設備指定工事業者としての営業を廃止し、若しくは中止しようとするときは、直ちに排水設備指定工事業者指定辞退届（様式第6号）により、管理者に届け出なければならない。

2 排水設備指定工事業者は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、速やかに排水設備指定工事業者異動届（様式第7号）を管理者に提出しなければならない。

- (1) 組織を変更したとき。
- (2) 代表者に異動があったとき。
- (3) 商号を変更したとき。
- (4) 営業所を移転したとき。
- (5) 専属する下水道排水設備工事責任技術者に変更があったとき。
- (6) 住居表示又は電話番号に変更があったとき。
- (7) 代表者の住所に異動があったとき。

(指定の取消し又は一時停止)

第11条 管理者は、排水設備指定工事業者から前条第1項の届出を受けたときは、排水設備指定工事業者の指定を取り消すものとする。

2 管理者は、排水設備指定工事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、指定を取り消し、又は6箇月を超えない範囲内において指定の効力を停止することができる。

- (1) 下水道条例、集排条例及び浄化槽条例又はこの告示に違反したとき。
- (2) 排水設備工事の施工等に関し、不誠実な行為があるなど、管理者が排水設備指定工

事業者として不相当と認めるとき。

(下水道排水設備工事責任技術者の責務)

第12条 下水道排水設備工事責任技術者は、下水道等に関する法令、条例その他管理者が定めるところに従い、排水設備工事の設計及び施工（監理を含む。）に当たらなければならない。

2 下水道排水設備工事責任技術者は、次に掲げる職務を誠実に行わなければならない。

(1) 排水設備工事に関する技術上の管理

(2) 排水設備工事に従事する者に対する技術的な指導監督

(3) 排水設備工事が、排水設備の設置及び構造に関する法令等の規定に適合していることの確認

3 下水道排水設備工事責任技術者は、当該工事が竣工した際に行われる完了検査に立ち会わなければならない。

(下水道排水設備工事責任技術者の解除又は交替)

第13条 管理者は、排水設備指定工事業者に専属する下水道排水設備工事責任技術者が、次の各号のいずれかに該当するときは、その職を解除又は交替させるよう排水設備指定工事業者に指示することができるものとする。

(1) 下水道条例、集排条例及び浄化槽条例又はこの告示に違反したとき。

(2) 排水設備工事の施工等に関し、不誠実な行為があるなど、管理者が下水道排水設備工事責任技術者として不相当と認めるとき。

(公示)

第14条 管理者は、排水設備指定工事業者に関し、次に掲げる措置をしたときは、その都度これを公示するものとする。

(1) 排水設備指定工事業者を新たに指定したとき。

(2) 排水設備指定工事業者の指定を取り消し、又は一時停止したとき。

(3) 排水設備指定工事業者の指定の有効期間満了に際し、継続して指定しなかったとき。

(4) 第10条第2項第2号から第4号までの届出を受理したとき。

(事務連絡会)

第15条 管理者は、排水設備指定工事業者による排水設備工事の適正な施工等を確保するため、定期又は必要に応じて事務連絡会を開催するものとする。

2 排水設備指定工事業者又は下水道排水設備工事責任技術者は、前項の事務連絡会に出席

しなければならない。

(その他)

第16条 この告示で定めるもののほか、必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日の前日までに、廃止前の京丹後市下水道排水設備指定工事業者規則（平成16年京丹後市規則第159号。次項において「廃止前の規則」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この告示の相当規定によりなされたものとみなす。

3 この告示の施行の際、現に廃止前の規則の規定により、排水設備指定工事業者の指定を受けている者は、この告示の規定により指定を受けた者とみなす。この場合における当該指定の有効期間は、廃止前の規則の規定に基づき指定を受けた日から5年間とする。

様式第1号（第5条、第9条関係）

年 月 日

京丹後市長 様

申請者 住所

氏名 ㊟

排水設備指定工事業者指定申請書（新規・継続）

京丹後市下水道排水設備指定工事業者として指定願いたく、必要書類を添付の上申請します。

申請業者	ふりがな 商号	
	代表者住所 ふりがな 氏名 電話番号	㊟
	営業所所在地 電話番号	

<添付書類>

- 1 申請者が個人の場合は、精神の機能の障害により給水装置工事の事業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者でないことを証する書類
- 2 申請者が個人の場合は、住民票又は外国人登録原票記載事項証明書
- 3 申請者が法人の場合は、登記事項証明書及び定款の写し
- 4 工事経歴書（過去5年間程度）
- 5 営業所の平面図及び写真並びに付近見取図（様式第2号）
- 6 専属責任技術者名簿（様式第3号）及び責任技術者証の写し
- 7 工事の施工に必要な設備及び器材を有していることを証する書類

様式第2号（第5条、第9条関係）

営業所の平面図及び付近見取図			
平面図	面積		m <sup>2</sup>
付近見取図	線	駅下車	バス・徒歩
			分

注1 平面図は、間口及び奥行の寸法、机の配置状況等を記入すること。

2 付近見取図は、最寄りの駅から主な目標を入れてわかりやすく記入すること。

3 営業所の写真（外部及び内部の状態がわかるもの）を数枚添付すること



様式第3号（第5条、第9条関係）

年 月 日

京丹後市長 様

指定(登録)番号 第 号

商号

営業所所在地

代表者氏名

Ⓜ

電話番号

専属責任技術者名簿（新規・解除）

ふりがな 専属者氏名	住所	登録番号	摘要
	〒		
ふりがな 専属者氏名	住所	登録番号	摘要
	〒		
ふりがな 専属者氏名	住所	登録番号	摘要
	〒		
ふりがな 専属者氏名	住所	登録番号	摘要
	〒		

※ 専属を確認できるものとして、下記のいずれか一つを添付のこと。

- 1 組合健康保険、政府管掌健康保険被保険者証（国民健康保険証は除く。）の写し
- 2 雇用保険被保険者資格取得確認通知及び保険料領収書の写し
- 3 従業員全員の賃金台帳又は源泉徴収簿及び所得税納付額領収書の写し

注 専属解除の場合は、名簿を別葉とすること。

様式第4号（第6条関係）

第 号  
年 月 日

京丹後市長



排水設備指定工事業者証

下記の者を京丹後市下水道排水設備指定工事業者規程第3条の規定により、京丹後市下水道排水設備指定工事業者として指定する。

記

指定(登録)番号	第 号
指定工事業者名 (商号)	
営業所所在地	
代表者氏名	
指定の有効期間	年 月 日から 年 月 日まで

様式第 5 号(第 6 条関係)

年 月 日

京丹後市長 様

排水設備指定工事業者証再交付申請書

申請業者	指定(登録)番号	第 号
	ふりがな 指定工事業者名 (商号)	
	ふりがな 代表者氏名	㊟
	営業所所在地	電話番号
〔理由及び経過説明〕		

<添付書類>

- 1 始末書 (紛失した場合)
- 2 指定工事業者証 (損傷した場合)

様式第6号（第10条関係）

年 月 日

京丹後市長 様

排水設備指定工事業者指定辞退届

申請業者	指定(登録)番号	第 号
	ふりがな 指定工事業者名 (商号)	
	ふりがな 代表者氏名	㊞
	営業所所在地	電話番号
〔理由〕		

<添付書類>

- 1 指定工事業者証

様式第7号（第10条関係）

年 月 日

京丹後市長 様

指定(登録)番号 第 号

指定工事業者名(商号)

代表者氏名 ㊟

排水設備指定工事業者異動届

異動事項	新	旧
ふりがな 商号(組織)		
〔添付書類〕 登記事項証明書(法人のみ)、指定工事業者証、専属者の責任技術者証		
ふりがな 代表者氏名		
〔添付書類〕 登記事項証明書(法人のみ)、指定工事業者証、経歴書、精神の機能の障害により給水装置工事の事業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者でないことを証する書類、誓約書(個人)		
住居表示の変更		
〔添付書類〕 住民票又は住居表示変更通知(登記事項証明書でも可)、指定工事業者証		
電話番号		
〔添付書類〕 なし		
営業所移転		
〔添付書類〕 営業所の平面図、写真及び付近見取図、登記事項証明書(法人のみ)、指定工事業者証、固定資産物件証明書(建物の登記事項証明書でも可)又は賃貸借契約書の原本及び写し		
営業所(仮)移転		
〔添付書類〕 営業所の平面図、写真及び付近見取図、固定資産物件証明書(建物の登記事項証明書でも可)又は賃貸借契約書の原本及び写し		
責任技術者の変更		
〔添付書類〕 新規の場合は、様式第3号及びその添付書類		